

OECC

Overseas

Environmental

Cooperation

Center, Japan

OECC会報 第98号2023年6月

特集 | 海洋プラスチックごみ問題への国内外の対応



一般社団法人 海外環境協力センター

PickUp

OECC は、2023 年 2 月 13 日、SUSPCA との合同で「海洋プラスチックごみ問題への国内外の対応」に関するオンラインセミナーを開催しました。今会報では、特集として、同セミナーの結果概要を取りまとめました。

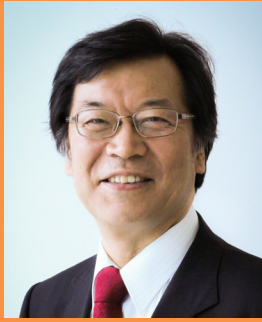
「海洋プラスチック廃棄物問題に係る国際的枠組に向けた政府間交渉の行方」より

海洋中のプラスチックの流出汚染問題については、2015 年頃より学术界において大きく取り上げられ、プラスチックの海洋流出がこのままの状態が続くと、2050 年には海洋中の魚の量よりもプラスチックの累積量のほうが多くなるといった衝撃的な論文も発表され、この問題に対し、国際社会における関心が急激に高まりました。同時に、プラスチック汚染による海洋

生態系への影響、船舶航行への障害、観光や漁業への影響、沿岸に住む居住環境への影響などが指摘され、とりわけマイクロプラスチック（粒径 5mm 未満）による生態系への影響が注目されています。また国内においても、海岸漂着ごみが全国の沿岸各地で大きな問題になっています。(P.4)

Contents

巻頭言	一般社団法人海外環境協力センター 理事長 竹本 和彦	3
第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー 基調講演 1 「海洋プラスチック廃棄物問題に係る国際的枠組に向けた政府間交渉の行方」	環境省 水・大気環境局 水環境課長 大井 通博	4
第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー 基調講演 2 「プラスチック資源循環、循環経済への移行に向けた取組の展望」	環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室長 水谷 努	6
第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー パネル・ディスカッション「プラスチックと循環経済～INC-1 や EU 新プラ政策の方針を踏まえて～」	公益財団法人地球環境戦略研究機関 主任研究員 粟生木 千佳	8
第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー パネル・ディスカッション「プラスチックごみ問題への化学産業界の取組」	一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理部 部長 樋口 俊彦	9
第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー パネル・ディスカッション「海洋プラスチック問題への対応：日本の経験と国際条約」	日本貿易振興機構アジア経済研究所 上席主任調査研究員／ 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) シニア・アドバイザー 小島 道一	10
第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー：パネル・ディスカッションにおける討議	粟生木 千佳／樋口 俊彦／小島 道一／大井 通博／大村 卓 (進行)	11
OECC 活動報告シリーズ (第 1 回) 「ソーラーファーム® 現地訪問報告」	OECC 事務局	13
OECC 行事・部会活動等 (その 91)		15



巻頭言

OECC の更なる飛躍に向けて

一般社団法人 海外環境協力センター 理事長 **竹本 和彦**

この度 OECC は、将来における更なる飛躍を目指し、今後の活動方針を更新しましたので、ここに共有致します。

かねてより OECC は、国内外の環境開発協力に関する調査研究活動等を通じ、世界の脱炭素・持続可能な社会実現への貢献を目指してまいりました。これまで培ってきた「強み」を十分に発揮し、パートナー国における政策・制度立案支援から事業実施に至るまで一貫通貫の協力を提供し、幅広いネットワークを最大限活用することにより、今後とも海外環境開発協力分野の中核的組織としての役割を果たしてまいります。

また昨年より「戦略検討委員会」（委員長：三村信男 茨城大学特命教授、OECC 会長）を設け、国際社会が直面する地球規模の主要課題への対応について検討を始めています。具体的には、「気候変動にレジリエントな開発」（Climate Resilient Development: CRD）及び「自然を活用した解決策」（Nature-based Solution: NbS）を当面の検討対象としています。

さらに、気候変動と生物多様性は一体として取り組む課題であることに鑑み、**A：気候変動**、**B：環境管理・資源循環**及び**C：生物多様性**を優先的取組領域の**新たな3本柱**として位置付け（図1）、各種事業活動を以下のとおり展開していく方針ですので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

OECC活動の更なる戦略的展開

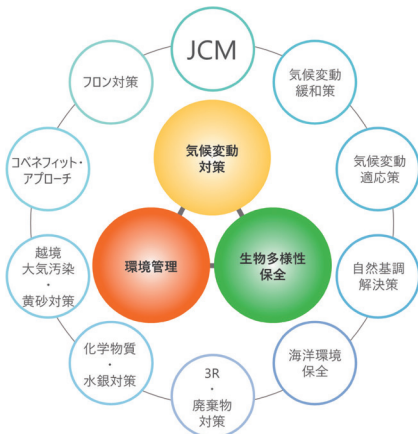


図1

A. 気候変動

気候変動対策分野においては、今世紀半ばまでのカーボン中立の実現に向け、各国における緩和策の更なる野心向上が強く訴えられている中、我が国においては、脱炭素社会実現を目指し、グリーントランスフォーメーション（GX）推進の一環として国内対策の一層の充実・強化に加え、「二国間クレジット制度」（JCM）の対象拡大など様々な国際的取組の展開が急務となっています。OECC は、気候変動緩和・適応策の推進、JCM 制度の円滑実施、透明性制度構築、フロン対策などの取り組みを更に推進していく方針です。

B. 環境管理・資源循環

パートナー国においては依然として地域環境汚染問題の解決が喫緊の課題となっている地域が存在することに鑑み、地域環境保全への取組協力を進めると同時に、気候変動対策とのコベネフィット・アプローチによる取り組みを促進していきます。また現在国際社会においては、海洋プラスチック汚染問題への対応を含め資源循環への取り組みが加速していることから、この分野での協力事業を一層強化していく方針です。

C. 生物多様性

近年、生物多様性や気候変動適応などに関連した国際的議論において、「自然を活用した解決策」（NbS）の果たす役割が注目を浴びており、こうした課題への対応が模索されています。また生物多様性条約 COP15 において採択された「昆明 - モントリオール生物多様性枠組」の目標達成に向けた取り組みの展開が求められる中、OECC としても、これまで以上の活動推進に一層注力していく方針です。

統合的アプローチ

OECC は「環境インフラ海外展開プラットフォーム (Japan Platform for Redesign: Sustainable Infrastructure: JPRSI)」の事務局として、パートナー国における持続可能な社会実現に寄与することを目指し、我が国の優れた技術やノウハウ等を統合的に活用したビジネス展開が図られるよう情報発信や個別案件の形成に向け引き続き貢献していく方針です。



第11回 OECC / SUSPCA 合同セミナー

基調講演1 「海洋プラスチック廃棄物問題に係る国際的枠組に向けた政府間交渉の行方」

環境省 水・大気環境局 水環境課長 **大井 通博**

海洋中のプラスチックの流出汚染問題については、2015年頃より学術界において大きく取り上げられ、プラスチックの海洋流出がこのままの状態が続くと、2050年には海洋中の魚の量よりもプラスチックの累積量のほうが多くなるといった衝撃的な論文も発表され、この問題に対し、国際社会における関心が急激に高まりました。同時に、プラスチック汚染による海洋生態系への影響、船舶航行への障害、観光や漁業への影響、沿岸に住む居住環境への影響などが指摘され、とりわけマイクロプラスチック（粒径5mm未満）による生態系への影響が注目されています。また国内においても、海岸漂着ごみが全国の沿岸各地で大きな問題になっています。

【排出量の推計について】

プラスチックの環境中への排出量については、様々な推計が試みられています。例えば国連環境計画（UNEP）によると、2015年における排出総量は、約828万トンと推計されており、その排出源は、廃棄物の不適正な管理によるマクロプラスチックが概ね全体の半分弱を占めています。また国別の製造・使用ベースでの統計では、中国が世界最大の製造・使用国になっており、次いで北米、西欧の順で、日本は製造・使用量共に世界全体の4%程度となっています。さらに地域別では、アジア地域（ただし中国除く）からのプラスチックの製造・使用量が世界最大となっています。

一方、OECDの“Global Plastic Outlook”という最新報告によれば、2019年に環境中に排出されたマクロプラスチックが約2,000万トン弱、さらにマイクロプラスチックが約270万トンと推計され、上述のUNEPの推計値と比べ、大きな隔たりがあります。OECDでは、海洋のみならず陸域も含めた環境中への排出として推計していますが、いずれにしても排出量推計については、分析主体によって大きなばらつきがあります。このように科学的知見やデータの集積が不十分である現状についてもご理解願います。ただ、アジアが主要な排出地域と推計されている点は、双方ともに一致した結果となっています。

【大阪ブルー・オーシャン・ビジョンから条約交渉へ】

海洋プラスチック汚染問題に対しては、G20大阪サ

ミットにおいて日本の主導により「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されました。このビジョンは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減しようという野心的な長期目標を掲げています。また、G20で合意された後、他の国や国際機関などにも共有を呼びかけ、現在87の国と地域がこのビジョンを共有するに至っています。さらに、大阪サミットに先立つG20環境・エネルギー大臣会合（軽井沢）では「海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が決議され、適正な廃棄物管理や海洋プラスチックごみの回収、革新的な技術展開、各国における能力強化のための国際協力などの各種取り組みの大枠が合意されています。各国は、この大枠に基づき各種取り組みを展開し、その成果を共有することになっています。この枠組みに基づき、2019年以降のG20環境大臣会合では、実施状況についての情報交換が行われ、各国の取り組み状況は、日本が中心となってとりまとめて公表しています。

こうした日本のイニシアチブなども受け、この海洋プラスチックごみを含むプラスチック問題については現在、国際的な制度化に向けた交渉が進んでいます。なお、2019年当時は、海洋中プラスチックごみへの対応に焦点が当てられていましたが、プラスチックは、海洋以外の環境中にも排出されていることから、条約交渉を開始する段階では、海洋以外も含めたプラスチックごみ全体を視野に入れた枠組みの合意を目指しています。具体的には昨年3月、国連環境総会（UNEA）で国際文書（条約）づくりに向け、政府間の交渉を進めること、そのための「交渉委員会」（Intergovernmental Negotiation Committee: INC）を設置するということが合意されました。また交渉期間は、2024年末までの終了を目指して取り組むスケジュールについても合意されています。

この決議に基づき、INCが組織され、昨年の11月末から12月初めにかけてウルグアイにおいて、第1回INC会合（INC1）が開催されました。

【INC1における議論から】（図1）

INC1においては、約150カ国から2,300人以上の参加者を得て、まずは議長（ペルーの前外務大臣）が選出され、交渉が正式に開始をされました。日本からは、環境省地球環境審議官がアジア太平洋地域代表の理事候

補として指名をされています¹。

INC1における実質的な議論としては、まずは各国が目指す条約の姿などについて一通りの見解を述べ合ったところ。これらの発言などから、概ね各国の思惑が一致している部分とそうではない部分は概略で想定されている印象です。

概ね見解が一致している点については、下記のように整理することが出来ます。


- ①条約の目的としては、人の健康や生物多様性および環境を保護すべきとの見解が大勢を占めていました。また究極の目的としては、プラスチック汚染をいかになくしていくかということであって、プラスチックそのものをなくしていくことではないという点についても、多くの国から発言がありました。
- ②次に、世界共通の長期的目標の設定が必要であるという点についても幅広い共通認識がありました。この点については、上述の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」のような長期的なビジョンがイメージされていると思われます。各国が国別の行動計画を策定し、それを報告し、その取り組み状況を評価していく仕組みと、各国の取り組みをしっかりと透明性を保持した形で進めていくことが大事だとの見解についても各国

の認識はかなり共通していると思われます。

- ③プラスチックの製造から廃棄まで、ライフサイクル全体にわたっての取り組みが重要である点についても、概ね共有されているとの印象です。
- ④排出量推計に関しては、科学的知見が不十分であるとの共通認識から、今後科学的知見の集約が急務であるとの点についても、幅広く共有されていると思われます。

他方、各国の思惑の違いなどがあって、今後議論の争点になりそうなところは、以下のとおりと推定されます。

- ①プラスチックの製造から廃棄までライフサイクルの取り組みが重要だという主張がある中で、とりわけヨーロッパの国々などは、製造段階で世界共通の何らかの規制的なアプローチが必要だという意見を有しています。一方、特に途上国を中心に、各国の状況は様々に異なることから、各国にその判断を委ねるべきとの意見を有しており、双方の見解に隔たりがあります。
- ②また、途上国における取り組みをどう支援していくのか。これはあらゆる国際条約を検討する上で、必ず議論の俎上に上る問題ですが、途上国においてしっかりとした取り組みを進めていく上で、能力、技術、資金に対する支援が必要だとの強い主張があります。先進国対途上国という対立構造になりがちですが、国際社会全体として、一定程度途上国をしっかりと支えながら、途上国を議論に巻き込んでいくことが肝要です。



INC1の結果概要

- 各国・地域の発言から、条約策定の方向性や今後の論点が見えてきた。
(概ね一致)
 - ・条約の目的は、人の健康、生物多様性及び環境を保護することとすべき。
 - ・**世界共通の目標設定**が必要。
 - ・**国別行動計画の策定・報告・評価**の仕組み、各国の取組の透明性が重要。
 - ・プラスチックの製造から廃棄までライフサイクル全体の取組が重要。
 - ・科学的知見の集積・共有が重要。
- (今後の論点)**
 - ・プラスチックの製造段階における取組は、世界共通で規制すべきか、各国に委ねるべきか。
 - ・能力面・技術面・資金面での支援のあり方・規模（特に途上国が、先進国はより責任を果たすべきと主張）





図 1 (出典：環境省資料)



今後のスケジュール

2022年3月	国連環境総会	・政府間交渉委員会 (INC) の設置を決議 (2024年末までに作業完了を目指す)
2022年11月28日 ~12月2日	第1回交渉会合@ウルグアイ	・INC議長の選出、条約の主要交渉議題の特定
2023年5月29日 ~6月2日	第2回交渉会合@フランス	・条約の要素案に関する議論
2023年11月13日 ~11月17日	第3回交渉会合@ケニア (仮)	
2024年2月26日 ~3月1日	国連環境総会	・INCの状況報告
2024年4月	第4回交渉会合@カナダ (仮)	
2024年10月/11月	第5回交渉会合@韓国 (仮)	
2025年以降	外交会議@未定	・条約を採択、各国の署名開始

図 2 (出典：環境省資料)

1 理事の選任については、東欧地域が直面する特別事情の影響を受け、現時点では、全体としての正式決定には至っていませんが、次回会合には正式決定できるよう最終調整中です。



第11回 OECC / SUSPCA 合同セミナー 基調講演2 「プラスチック資源循環、 循環経済への移行に向けた取組の展望」

環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室長 **水谷 努**

【資源循環や循環経済に関する動向】

我が国においては、循環基本法の下で各種リサイクル法の整備が進められてきましたが、昨年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」は、これまでの個別物品ごとに整備されてきた法体系に対し、素材に着目した初めての法律として画期的な制度だと言えます。

2000年に制定された循環基本法では、循環型社会の定義や3Rの優先順位が位置付けられており、Recycleに関しては取り組みが随分進んできましたが、生産・販売・使用段階におけるReduce、Reuseの取り組みに関しては、優先順位が高いにも関わらず、まだ十分に進んでいないのが現状です。また同法は、政府の取り組み全体を網羅した循環基本計画についても規定しており、直近では2018年に第四次計画が策定されています。とりわけ、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環として、排出段階のRecycleだけではなく、物質フローの全体を捉え、上流も含めた対策の必要性が明示されています。

【循環経済工程表の策定に至る経緯と全体像】

この計画が策定された後、脱炭素分野で非常に大きな進展がありました。2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言、翌年4月に中期目標として「2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する」旨の政府決定がなされ、政府全体でその目標達成に向け、様々な計画・戦略が策定されています。

これらの計画・戦略には、資源循環の取り組みや循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が重要項目として位置付けられています。すなわちカーボンニュートラル実現に向けては、資源循環の徹底が不可欠であり、「地球温暖化対策計画」（2021年、閣議決定）の中においても、この循環経済への移行と「循環経済工程表」の策定に向けた検討が明記されました。

この工程表の全体像としては、まず第四次計画の点検、現状の把握・評価を行い、また、2030年に向けて政府内で循環経済関連ビジネスを、現在の50兆円から80兆円以上にする目標が政府の成長戦略にも位置付けられていますが、こうした目標の達成に向け、素材、製品、その他の分野ごとの施策の方向性を示しています。また2050年の大きな節目に向けた方向性として、2050年カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミー¹の同

時達成を目指すことを明示しています（図1）。

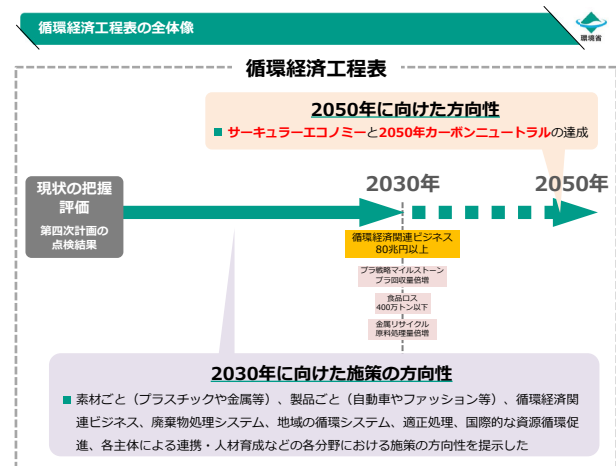


図1 (出典：環境省資料)

こうした取り組みを進めることにより、ライフサイクル全体における温室効果ガスの削減はもちろん、生物多様性・大気・水の保全といった環境負荷の低減にも貢献していくことができます。この循環経済関連ビジネスが我が国の成長のエンジンになり、昨今大きなテーマとなっている「グリーントランスフォーメーション」(GX)への投資にもつながります。また、循環経済移行に向けた取り組みは、経済安全保障の抜本的強化や物資の安定供給にも資するものです。

【カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミー】

カーボンニュートラルと循環経済の同時達成が必要とされる中、廃棄物分野からの（直接的）温室効果ガス排出量は我が国全体の排出量の約3%と推計される一方、資源循環の観点から貢献できる部分は、我が国の排出量の最大36%に上るとの推計もあります。

例えば鉄鋼部門は、CO₂の多量排出産業ですが、鉄スクラップを使って電炉で製鉄することによりCO₂排出を大幅に減少させることが可能となります。またセメント、製紙などの分野においても、リサイクルの活用によって排出量の削減が期待できます。このように資源循環の取り組みがカーボンニュートラルに貢献する余地は非常に

1 サーキュラーエコノミーは、国際的にも未だ定まった定義はないが、資源の循環的な利用を通じて、資源、製品の価値の最大化を図って資源投入量や消費量を抑制し、廃棄物の発生を最小化につながる経済、またはそれと関連する経済活動と解されている。

大きいと考えられます。

また、廃棄物分野においては、マテリアル・ケミカルリサイクル、化石由来のプラスチックからバイオマスへの転換やエネルギー回収をより高効率に行い、どうしても排出されてしまうCO₂についてはCCUSで回収した上で有効活用し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していくという、2021年8月に「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」（中長期シナリオ案）で示した方針を、循環経済工程表でも改めて明示しています。

【循環経済工程表の概要】

そして循環経済工程表では、素材ごとの対応の方向性として、プラスチックについては「プラスチック資源循環促進法」に基づく3R+Renewable、バイオマスについては持続可能な航空燃料（SAF）の製造への貢献、金属については日本のみならずアジアの国々も含めての再資源化といった取り組みを掲げています。

加えて、製品ごとの対応の方向性としては、温暖化対策によって新たに普及した製品や素材（例えば太陽光パネルやリチウムイオン電池）に関して、まだリサイクル、有効活用の取り組みが十分とは言えず、こうした分野についての施策の方向性も「工程表」の中で明示しています。

廃棄物処理システムについては、2050年カーボンニュートラル実現に向けてこの分野における実行計画の策定が必要です。さらに、国際的な循環経済促進として体制の構築が必要であるとされています。

これら工程表で示された内容については、今後第五次循環基本計画で具体化を図っていくことになります。

【プラスチック資源循環促進法】

循環経済工程表において、資源循環の分野でも特にカーボンニュートラル実現の観点から優先度の高いプラスチック対策について、日本の場合、有効利用率86%という高いレベルにあります。その内訳をみるとリサイクルが25%、それ以外の多くが熱回収されている状況にあります。国際的にはこの熱回収がもはやリサイクルではないという認識もあり、この熱回収をいかに減らし、マテリアル、ケミカルリサイクルに移行していくかが今後の大きな課題です。

こうした様々な背景、課題を踏まえ、「プラスチック資源循環促進法」が制定され、設計・製造、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクル全体を網にかけるというところがこの法律の大きな特色です。

まず設計・製造段階ですが、環境配慮製品を国が認定するという仕組みがあります。全てのプラスチック製品を対象として設計指針を示し、その構造や材料について様々な取り組みを示しています。これに基づき、特に優

れた製品を国が認定して率先して調達する仕組みが設けられています。

次に販売・提供段階については、使い捨てプラスチックの使用合理化として、特に使用量の多いプラスチック製品について、12品目を政令で指定し、一定量以上使う事業者に対しては取り組みが著しく不十分な場合、最終的に勧告・公表・命令・罰則の対象になる仕組みが設けられています。

3つ目の排出・回収・リサイクルの段階については、元々この法律のできる前から、プラマークの付いたプラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく回収・リサイクルの仕組みがありました。が、市区町村がそれ以外のプラスチック使用製品についても分別収集とリサイクルを求める仕組みが設けられています。

これら制度的な対応以外に、例えば財政的な手当てとして、バイオプラスチックへの置き換えなどに向け、例えば開発実証をサポートする予算として約50億円計上しています。また、新しい制度の下で、市区町村が分別収集した製品プラスチックごみや、排出事業者から排出されたプラスチックごみの受け皿が必要になります。そうしたリサイクル設備の導入に向けた補助金を令和4年度の補正と合わせて、約80億円計上しています。また市区町村でも、先述した製品プラスチックごみの回収・リサイクルが今後必要になることから、その支援のため、モデル事業の実施や特別交付税措置などの財政的施策も講じています。

【世論調査から】

内閣府は昨年秋、「プラスチック資源循環促進法」や2020年7月から実施されたレジ袋有料化に対する国民意識の変化に関して、世論調査を実施しました。これによるとこれらの施策により約8割の人が具体的な行動をとるようになり、レジ袋が有料の場合には約85%の人がレジ袋を辞退しているとの結果になっています（図2）。

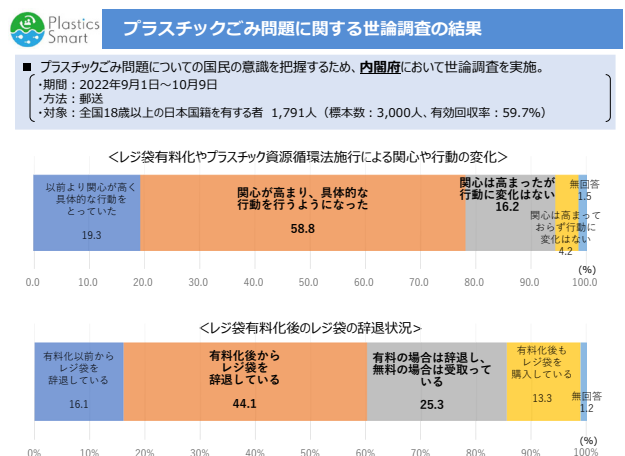


図2 (出典：環境省資料)



第 11 回 OECC / SUSPCA 合同セミナー

パネル・ディスカッション「プラスチックと循環経済 ～ INC-1 や EU 新プラ政策の方針を踏まえて～」

公益財団法人地球環境戦略研究機関 主任研究員 **粟生木 千佳**

私からは、最近公表されたEUのプラスチック政策の方針などについて紹介します。

私が所属しているIGESは、EUをはじめとする様々な循環経済政策に関し、政策研究を行い、その成果を発表しています。また「東アジア・ASEAN経済研究センター」(ERIA)での専門家会合への参加などを通じ、途上国に向けた廃棄物やマイクロプラスチックのモニタリングやLCAの算出支援などの活動を展開しています。

INC 1 では、使い捨てプラスチック・問題があるプラスチックの定義、使い捨てプラスチック等の禁止、排出削減、添加物等の化学物質の禁止・管理、循環経済、廃棄物管理を推し進め、マイクロプラスチック対策、持続可能な代替物質の使用、いわゆるバージンプラスチック、石油由来のプラスチックの削減など、製造・消費段階での取り組みについての世界共通ルールの設定に関する議論もでていました。

また、途上国から先進国に対する支援についても議論されました。一部の国からは、自国における取り組みを強化していく上で「汚染者負担の原則」(Polluter Pays Principle)や「拡大生産者責任」(Extended Producer Responsibility)を掲げて、先進国からの協力に対する要請が強調されていました。本件に関しては、途上国や島嶼国からの発言が多かったのですが、プラスチックのPolluterやProducerは誰なのかという議論を念頭に置きつつ、先進国としてどう責任を果たしていくのか、また、先進国自体が製造段階も含めて取り組みをどのように強化するかが重要になってくると考えられます。

最近公表されたEUの包装と包装廃棄物についての規則の改定案(図1)では、特に上流側に対する取り組みが強化されている、デポジットシステムの義務付け、リサイクル配慮設計に応じて負担金を調整する拡大生産者責任スキーム、廃棄

物発生量やプラスチック材のリサイクル含有表示の義務付け、包装などの空きスペース(過剰包装)の制限などが検討されています。

代替物質についても、例えばグリーンウォッシュを招かないようにバイオプラスチック由来の割合を表示するとともに、生分解性プラスチックなどは農業用途等回収が困難なものに限定するとともに、コンポスト可能なプラスチックについては一定の商品に限るという方針が出ています。

こうしたEU側の取り組みも、今後の国際交渉に影響してくるものと思われませんが、日本の「プラスチック資源循環促進法」の取り組みも、上流側の取り組みとしての国際議論に十分反映されうものと思われま

す。こうした状況の中で、日本では、様々な企業の先進事例等を活用し、日本の企業の得意な領域も生かしながら、製造段階の取り組み、上流側の循環の取り組みを強化し、今後、国として、再生プラスチックの確保やリサイクルも含めたそのためのプラスチックフロー全体の最適化、さらにはリサイクル材も含めて、プラスチック汚染に有効な世界的に受け入れられる製品開発等を包括的に検討していくことが重要だと思います。

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

- 回収システム:加盟国に、全ての包装と包装廃棄物を返却/回収システム整備
- デポジット制度(DRS)を義務付け(2029年までに整備)
 - 容量3Lまでの飲料用ペットボトル、金属・アルミニウム製使い捨て容器
- リサイクル目標:包装廃棄物の2025年-65%(重量)、2030年-70%リサイクル
- リサイクル性能等級(リサイクル配慮設計)に基づいたEPR-負担金
- 特定の使い捨て包装の制限

項目	数値目標		
1人当たり包装廃棄物発生量	2018年比2030年-5%、2035年-10%、2040年-15%削減		
プラスチック素材のリサイクル材含有義務	PETを主成分とし、接触到に敏感な包装	2030年以降	2040年以降
	PET以外を主成分とし、接触到に敏感な包装(シングルユース飲料容器を除く)	30%	50%
	シングルユースの飲料容器	10%	50%
	上記以外の容器包装	30%	65%
包装の空きスペース	40%以下		
レジ袋の年間消費量	1人当たり40枚以下		
包装廃棄物のリサイクル率	2025年までに65%、2030年までに70%(重量)		
再利用、再充填※の目標 ※容器を持参して詰め替え・量り売り	食品容器を再利用、再充填可能な形で提供する。 輸送用梱包をシステム内で再利用する。		

図 1



第11回 OECC / SUSPCA 合同セミナー

パネル・ディスカッション「プラスチックごみ問題への化学産業界の取組」

一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理部 部長 樋口 俊彦

【プラスチック汚染の定義】

第1回条約交渉会合では、各国政府やさまざまなステークホルダーが本課題に対する認識等について発言を行いました。そもそも「プラスチック汚染」(Plastic Pollution)の具体的な中身については統一した合意がまだ得られていません。化学産業界としては、「プラスチック汚染」は、「海洋を含む環境中へのプラスチックごみの漏出」であると認識しています。

プラスチック製品に係るライフサイクルの全体像を踏まえ、工場から漏出したプラスチックペレットや未回収のプラスチック廃棄物や管理されていない埋め立てなどからの漏出物がプラスチック汚染を引き起こしているものと考えています。このような課題に対処するためには、プラスチックの循環経済を確立し、環境中への漏出をなくすることが重要であり、上流から川下まで幅広いステークホルダーの取組が必要で。

上流では減量化、簡素化、長寿命化、単一素材化、分解・分別の容易化、収集運搬の容易化等、循環経済に資する製品設計、バイオマスプラスチックの開発、再生プラスチック原料の使用拡大、樹脂ペレット漏出防止などの取組が挙げられます。中流では再利用と再充填のビジネスモデルとインフラの開発、川下では適切な廃棄物管理による回収率の向上や分別・リサイクル技術、インフラの開発などの取組が重要となっています。

【化学産業界における取組事例】

花王株式会社は、これまでもボトル容器の小型化や薄肉化などでプラスチック使用量の削減に積極的に取り組んできましたが、この度、薄いフィルムに空気を入れて浮き輪のように膨らませることでボトルのように使える新型容器を開発し、詰め替えパックと同程度までプラスチック使用量を減少させる容器を実現しました。

三菱ケミカル株式会社は、生分解性を有するバイオマス由来のプラスチックの農業用フィルムへの展開に取り組んでいます。農業用フィルムは生分解性プラスチックの利点を最大限活用できる用途であり、使用後の廃棄の手間を省くことができるメリットもあります。現在新たなフィルムの開発と低コスト化を進め、農業の現場で効果を実証している段階です。

化学産業界も「バイオプラスチック導入ロードマップ」

(2021年)を受け、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックの開発を積極的に進めています。

リサイクル樹脂は、リサイクル工程での熱処理の影響などにより、バージン樹脂に比べて熱安定性や機械特性が低下する傾向にあります。株式会社ADEKAは、ポリプロピレンなどの再生ポリオレフィン系複合材料に機能性を付与するワンパック添加剤を開発しました。この添加剤を使用することでバージン樹脂のみを使用した場合と同等の特性を維持したままコンポジットに含まれる再生樹脂の量を増やすことができます。

プラスチックの循環経済を実現するためにはプラスチックの再生をできるだけ多く繰り返すことが必要であり、このような添加剤の開発が重要な役割を担っています。

樹脂ペレットの漏出は、製造工程から発生するものなので、化学産業としても漏出防止に向け積極的に取り組んでいます。

我が国では日本プラスチック工業連盟がプラスチックを取り扱う事業所の作業管理、標準作成等の一助として「樹脂ペレット漏出防止マニュアル」を、また樹脂ペレット漏出防止対策として有効な「金網装置 施行事例集」をホームページに掲載し、情報提供を行っています。

住友化学株式会社は、アクリル樹脂のケミカルリサイクル実証設備を2022年末に自社工場内に新設しました。2023年春からケミカルリサイクル品のサンプル提供を開始し、使用済みアクリル樹脂の回収から再資源化を経て、製品として使用するまでの一貫した資源循環システムの構築を本格化していきます。ケミカルリサイクルは、幅広い廃棄物を処理することができ、バージン原料と同等の品質を確保し得るという点で重要な再生技術であり、この事例以外でもさまざまなケミカルリサイクル技術の実証設備が稼働を開始しています。



第11回 OECC / SUSPCA 合同セミナー

パネル・ディスカッション「海洋プラスチック問題への対応：日本の経験と国際条約」

日本貿易振興機構アジア経済研究所 東アジア・アセアン経済研究センター 小島 道一
上席主任調査研究員 (ERIA) シニア・アドバイザー

私からは、海洋プラスチック問題への対応、日本の経験と国際条約というテーマで話をさせていただきます。私が所属するERIAは、環境省の支援で創設された「海洋プラスチックごみナレッジ・センター」(Regional Knowledge Centre for Marine Plastic Debris)を拠点として、情報共有やウェビナーの開催などの活動を行っています。

アジア地域ではペットボトルはかなりリサイクルをされているのですが、アフリカではあまり進んでいない状況です。使用済のプラスチック製品がどの程度海に流れ着くのかについては、現地におけるリサイクル産業の存在に関係があると思います。

プラスチックの流出量については、国際的にも様々な推計が発表されていますが、ジェナ・ジャンベック教授が陸上から海への流出量(2010年値)の推計結果を発表した論文が広く引用されています(Jambeck, 2015)。他にもいろいろ推計がありますが、研究者によってかなりばらつきがある状況です。

生態系への影響については、捕獲されたクジラやイルカの体内から捕食されたプラスチックが発見された事例が世界各地から数多く報道されています。また、プラスチックの付着によりサンゴ礁が病気になる確率が増えたり、マングローブ林の気根にプラスチックが覆い被さることにより、マングローブの成長が抑制されるとの事例も報告されています。

プラスチックの流出を減らす方向としては、リサイクルに加え、排出プラスチックの適正処分が非常に重要です。アジア諸国では、様々なアクションプランや拡大生産者責任を適用する法律を制定するなど、プラスチック対策が講じられつつあります。

こうした取り組みには、日本の経験が大いに役立つものと思います。最近では、緩効性肥料に使われているマイクロプラスチックを生分解性に替えていく事例がありますが、途上国でも農業用にプラスチックが使用されていることから、日本の例に倣って生分解性に替えていくことが有効と思われるます。

また多くの国では、発泡スチロールがリサイクルできないと考えられていますが、日本では店頭で発泡トレイを回収してリサイクルしている実績があり、こうした事例は大いに参考になると思われます。また、ペットボト

ルのリサイクル設計も東南アジア諸国では、まだ十分導入されていない状況なので、こうした分野における日本の経験が役立つと思われます。

廃プラスチックの適正処分については、ASEAN諸国に対して、日本において廃棄物の収集・適正処理を拡大してきた時代(1960年～1970年代)の経験が有益であると思います。

国際条約に向けては、流出量の推計には幅があってベンチマークになる推計方法、推計に必要なデータがまだ十分整備されていない点が既に指摘されており、科学的知見の集積が急務となっています。また途上国、とりわけ中進国が主たる流出国になっており、今後「拡大生産者責任」の適用や廃棄物の収集・処分を拡大していくことも重要になってくると考えられます。

更に途上国側としては、先進国からの支援なしに排出量の削減対策規制を強化することには強い抵抗感があり、更なる先進国からの支援が必要になると考えられます。使い捨てプラスチックに関しては、代替素材の有無やその開発の必要性を踏まえながら、徐々に制限を課していく方法も考えられます。

プラスチックの製造過程からの流出が、途上国でも散見されるとともに、プラスチックをリサイクルするところでも破碎したプラスチックが流出するようなケースも見られます。そうした工場における対策も非常に重要で、環境アセスメントの対象としていく必要があります。また漁業で混獲したプラスチックを集めるような取り組みが香川県など幾つかの地域で実施されていますが、そうした仕組みの普及も有効と考えられます。また、リフィルのビジネスも途上国でも徐々に広がりつつありますが、衛生基準が障害になっているケースもあり、そうした課題への対応も、今後、必要になってくると考えられます。

第11回 OECC / SUSPCA 合同セミナー： パネル・ディスカッションにおける討議

登壇者：

■ 粟生木 千佳	(公財) 地球環境戦略研究機関 主任研究員
■ 樋口 俊彦	(一社) 日本化学工業協会 化学品管理部 部長
■ 小島 道一	日本貿易振興機構アジア経済研究所 上席主任調査研究員
■ 大井 通博	環境省 水・大気環境局 水環境課長
■ 大村 卓 (進行)	OECC 参与

大村：これまでの基調講演及び各冒頭発言を踏まえ、意見交換を進めていきたいと思えます。最初に、「先進国の一員、アジアの一員である日本はどのような国際貢献が求められているか、その場合の具体的な課題と、その解決策」について、各登壇者の皆さんにお伺いします。

粟生木：今後INCが進む中で各国の国家行動計画の取りまとめが進むこととなります。例えばプラスチックのリサイクル比率、そのためのデータ収集やデータを扱う人材の育成、さらにはそのシステムへの支援等が今後の鍵になってくると思われますが、こうした課題への対応において、日本の貢献が期待されています。

樋口：化学産業界の企業と団体で構成する「海洋プラスチック問題対応協議会」(JaIME) が開催した、東南アジア各国の廃棄物管理能力向上のための研修セミナーの参加者との議論の中から、以下の課題が挙げられました。

- ①プラスチック廃棄物の回収分別や廃棄物処理のインフラが不十分、
- ②廃棄物管理に関する政策や法律の整備が不十分、
- ③プラスチック・マテリアル・フロー図の作成、改善が求められていること、
そして
- ④消費者の意識、行動の改革が必要であること。

日本としてはこれらの課題に対し、これまで経験してきた廃棄物管理能力改善の取り組みを踏まえ、優良事例等をアジア諸国と共有することにより、貢献できると思えます。

具体的には、日本の先進的な分別回収システムの伝授や資金面での支援、アジア諸国の廃棄物処理需要に応じた処理インフラの導入支援、分別廃棄に向けた消費者の啓発ノウハウの伝達、排出事業者や販売事業者による自主回収・再生システムの伝授、中間処理施設における効率的選別技術の紹介・移転等が求められると思えます。とりわけ化学産業界としては、プラスチック製品の環境

配慮設計のノウハウや先進的なリサイクル技術の伝達が非常に重要であると認識しています。

これらの支援においては、日本とアジア諸国の地理的、行政面での違いを理解した上で、アジア諸国の実情に合った形で日本の知見や技術を伝えることが重要だと思えます。我が国と比べて小規模な地域単位でも効率的、経済的に廃棄物を収集処理していくためのシステムやインフラの導入を支援していくことが必要だと思えます。

小島：相手国の状況を理解した上で、我が国における経験を伝えることが非常に重要です。例えば分別収集ですが、多くの途上国でペットボトルは有価で取り引きされており、ごみ収集員の副収入となっていることから、分別収集システムの導入により、収集員の収入源が消滅することへの対応も含め慎重に考える必要があります。また、日本のポイ捨てを防止した経験について分かり易い形で整理したり、さらには小学校の社会科授業の一環として、清掃工場を見学することにより、意識啓発をしていること等を共有することも有効です。加えて、埋め立て処分場からプラスチックが細かくなって流出していることが東南アジアで報告されており、廃プラスチックが流出しない排水処理を整備していくことも大事です。

大井：プラスチック汚染を防止する観点から、プラスチックの循環をしっかりと確保し、環境中への漏出をなくしていくとの考え方は大変重要です。アジア地域は、世界全体排出量の過半を占めていることから、アジアの一員である日本としてやるべきことは非常に多いと思えます。途上国における廃棄物の適正管理やリサイクルの推進において様々な技術的支援を展開していくことが大事です。

また統計の整備は、各国における実態を把握するためには不可欠であり、条約を実施していく上で必ず必要になってきます。この点については、我が国自身もまだプ

プラスチックごみの流出量や回収率について必ずしも正確な情報整備ができていないことから、我が国の課題としてもしっかりと取り組みながら、途上国も含めた世界にどのように貢献していけるのかが当面の課題となっています。

大村：次に、研究者の方々やアジアの研究機関において、どういうことができるのかについて伺います。

小島：中期的に言うと農村地域にまでどうやって廃棄物収集処分を広げていくかというのも非常に重要です。科学的な知見が重要なのは間違いないのですが、生態系への影響もほぼほぼ確かなことかと思われますので、交渉が始まった条約では、予防原則をきちんと適用するという形になるべきと考えています。プラスチックがどの程度流出しているかについては必ずしも十分に把握できていなくても、対策を取らなければならないという意味で予防原則を適用するというのが、条約をつくる上で必要と思われる。

粟生木：予防原則については、INC1でも途上国やNGOからも言及がありました。埋立地に関わるの方々やプラスチックの収集に関わるインフォーマルセクターの方々から途上国に多くいることから、その方たちの健康影響を懸念しての発言であったと思われる。そうした中で、先進国を中心にしっかりした疫学評価の実施等、予防原則を通じた科学的知見の集積は非常に重要だと思います。

樋口：予防原則というと、例えばマイクロプラスチックに関しては、かなり推定の部分があり、分からないままにしておく、有効な対策を講じることができないことから、化学産業界はグローバルに研究を進めております。マイクロプラスチックの発生・流出のメカニズムや、人体や環境への影響について明らかにした上で、しっかりとリスク評価を行っていくことが必要であると考えています。

大村：政府としての今後、国際貢献を広げていく動きについて伺います。

大井：政府としても様々な日本のステークホルダーの取り組みを出来るだけ世界に発信していきたいと思っており、ERIAという機関で海ごみのナレッジ・センターを整備して、いろんな知見や優良事例をアジアの国々と共有しています。

大村：プラスチックの生産から流出、影響までのLCAの関係での取り組みについて、ヨーロッパではどんな感じでしょうか。

粟生木：現在、様々な研究者が各々の研究を進めている段階で、例えば国連のLCAのコミュニティーの中でも研究が進められています。

小島：今まで、LCAは基本的にエネルギーや温室効果ガスの軸で評価をしています。海洋プラスチックの問題では、これまでとは異なる評価軸になってくると考えられます。生態系への影響をどう測るのかも課題です。

樋口：今のLCA評価については、「海洋プラスチック問

題対応協議会」でプラスチック容器包装の一般廃棄物のLCA評価を行っています。基本的にはそれをリサイクルした時の、リサイクルしなかった時と比べたCO₂排出量の削減効果について評価を行い、その結果を公表しています。

大村：これまでのご発言の中で、市民の意識を変えていくことが大事とのご指摘がありましたが、意識改革を進める上での課題等について伺います。

小島：日本と途上国だとかなり違うところがあると思います。途上国だと廃棄物の収集サービスも十分でなく、また分別すべきとの制度が存在しても、実際には分別して収集されていないこともあるので、システム全体を対象にきちんと取り組んでいかなければなりません。

粟生木：EUの新しい規則案でも、例えば、再生材含有量の情報等を含むラベリング等の表示制度をつくらうという動きがあり、デジタル技術を用いて製品の環境情報を消費者に知らせる仕組みも検討されています。スマートフォンやアプリ等の取り扱いや開発については、アジア諸国の方々のほうが慣れている場合もあるので、そういった形で訴求ができるのではないかと思います。

大村：これまでの意見交換を踏まえ、最後に総括的なご発言をお願いします。

大井：日本は、先進国の一員、アジアの一員として、とりわけ条約交渉の中で非常に重要な役割を担っていることを強調したいと思います。この意味でも、環境省の小野地球環境審議官がアジア地域のビューローメンバーとして国際交渉の中核に参画しているのは極めて意義深いことだと思います。

この条約（プラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書）は、まさにアジアが世界全体の排出量の半分を占めていることから、アジア諸国において講ずべき対策が条約の中に位置付けられる枠組みにしていく必要があると思っています。こうしたことが実現することにより、世界の取り組みが高められるよう、日本がこの条約交渉に貢献できればと思っています。皆さんにも引き続き高い関心を持って頂き、お力添えを頂ければ大変有難く思っています。

OECC 活動報告シリーズ（第1回） 「ソーラーファーム® 現地訪問報告」

OECC 事務局

群馬県に拠点を置くファームドゥグループ（社長：岩井雅之氏）は、新しい農業の形として、耕作放棄地や遊休地を再生して先進的な農業生産と太陽光発電を同時に行う事業に取り組み、作物の多収化及び売電収入による農家の所得向上システムを総合的に展開しています。この取り組みは、太陽光発電によりグリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進に資すると同時に、農家の所得収入確保の道を拓くことにより地域経済の活性化を目指している点で注目されています。また同社は、営農型太陽光発電事業として、モンゴルやチリ、ケニアなどにおいて「二国間クレジット制度」（JCM）などのスキームを活用した海外環境開発協力事業にも乗り出しています。

この度OECCは、群馬県下で本事業が展開されている現地を訪問し、その活動状況などについて実地に学ぶ機会を得ました(写真1、2)。ここに「OECC活動報告シリーズ」（第1回）として報告します。



写真1



写真2

【ダイナミックな事業展開】

ファームドゥグループは現在、営農型太陽光発電事業を基軸として幅広い農業経営を展開していますが、これまで様々な経過を経て今日の姿に発展しています。

同社社長は、1994年に大手ホームセンター会社での経験を踏まえ、生まれ育った群馬の地で農業資材店を創業し、その後2001年からは、取引のあった農家からの要請に応じ農産物の直売所を開設、2004年には大型直売所を開設し、本格的な農産物販売を手掛けること

になりました。その後東日本大震災による社会経済への甚大な影響を経験し、再生エネルギーの重要性を直感し、太陽光発電事業に乗り出しました。ビニールハウスの屋根に太陽光発電のパネルを取り付け、ハウスでは農作物を栽培する仕組みを編み出し、現在は220施設（発電総量115メガワット）を有する国内有数の企業に成長しています。

同社は、栽培に十分な太陽光が農作物に降り注ぐよう独自の透過性太陽光パネルを敷設し、農作物により透過率を変え、受光率調整をはじめ温度や水分・肥料管理を自動制御しています（図1、写真3参照）。またパネルの両面での発電が可能となる太陽光パネルを採用し、農作業面や露地面は、光反射を増進するための白いカバーで覆うなど様々な工夫を凝らしています。

ソーラーファームシステムの構造

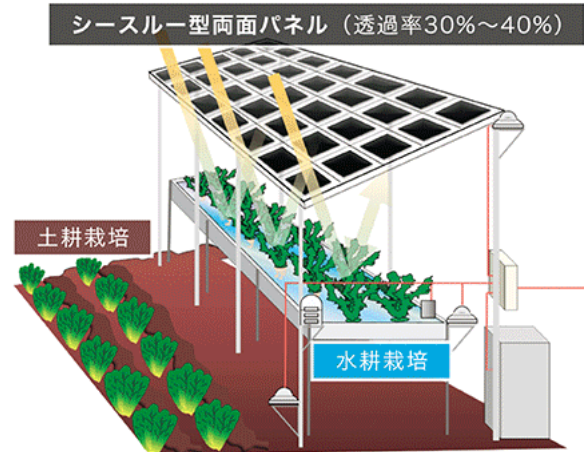


図1

（出典：ファームドゥグループ）

ソーラーファームハウス養液型高設栽培の様子



写真3

（出典：ファームドゥグループ）

この新たなシステムの導入により、休耕地の有効利用と農家の追加的収入源が確保され、自律的好循環につながる仕組みが考案されています。また同社は、障害者の受け入れにも尽力しており、いわゆる「農福連携」を実現すべく、現在約60名の職員が従事しており、将来的には300名の雇用を目指しています。さらに国内の若者や途上国における農業従事者への研修機会を提供し、国内外における新規就農希望者層の拡張や人材育成にも努めています。

このように社会福祉の観点からも地域に貢献しており、環境・エネルギー政策を支持するとともに、地域の経済活動の活性化、雇用の増進にもつながる事業を展開し、まさに経済、社会、環境の3側面を統合的に捉え、地域創生に貢献する新機軸を創造したものとと言えます。

【海外協力事業への展開】

ファームドゥグループは、海外協力事業にも進出しています。

例えばモンゴルでは、28haに及ぶ大地に営農型太陽発電プロジェクトを展開しています（写真4）。このプロジェクトは、JCM設備補助事業として採択され（2015～2016年）、モンゴルの国家再生可能エネルギー計画及びNDC強化の方向に沿っており、2017年より本格稼働しています。現在14,300トンのCO₂排出量を削減するとともに、貧困層の所得収入を確保し、地域住民の生活レベル向上にも大きく貢献しています。また、チリ、ケニアにおいては国連工業開発機関（UNIDO）との協働の下、同様の事業を展開しています。

こうした実績から、SDGsの目標達成に貢献する気候変動対策の海外協力事業の先進的事例として注目されています。

【まとめ】

ファームドゥグループが手掛けている営農ビジネスは、小規模な農家の収益向上を実現させるとともに、気候変動にも貢献する一石二鳥の手法といえます。

同社は、「魅力ある農業とは儲かる農業であり、そのためにはビジネスとして成り立つことが最大の眼目」であることを社是としており、岩井社長の「日本の農業を良くしたい」との日頃からの熱い想いと将来への夢が込められています。同社長は、常にビジネスの視点をベースに置きつつも、一方でリスクをとりながら、失敗を恐れず先駆的な取り組みに果敢にチャレンジし続けた結果、今日の発展的な成長につながったものと思われま

す。また同社は、若者の人材育成、障害者雇用、職場環境の改善にも努めており、農業に携わる人々の将来を思う気持ちがあふれています。こうした姿勢が海外協力事業への進出に夢を馳せる原動力ともなっていると思われま

す。ところで、最近発表されたIPCC第6次統合報告書では、気候変動対策と開発の間には不可分な関係があるとし、今後は「気候変動にレジリエントな開発」（Climate Resilient Development: CRD）が重要であると強調しています。このため、CRDによって、気候、生態系及び人間社会の相互関係を健全で持続可能なものに変えていく必要があります、それをどう実現するかが今後の大きな課題になっています。

OECCは、こうした地球規模の課題に対し、具体的な事例研究を通じ、今後の解決策の糸口を探るべく現在勉強を始めています。今回の現地訪問により私達は、示唆に富む知見の数々に接するとともに、多くを学ぶことが出来ました。

末尾になりましたが、今回の私達の訪問を快く受け入れて頂いた岩井社長はじめ関係者の皆様に心より感謝申し上げます。



写真4

（出典：ファームドゥグループ）

OECC行事・部会活動等(その91)

▶ 主な行事

第11回 OECC/SUSPCA 合同セミナー

「海洋プラスチックごみ問題への国内外の対応」

一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会(SUSPCA)との合同セミナーにて、海洋プラスチックごみ問題に対する国際的な枠組み作りや国内の法制度整備等を中心に環境省担当官に加え、各界で活躍中の有識者や専門家による発表をいただいた。

日 時：令和5年2月13日(月) 14:00～16:15

場 所：オンライン (Zoom 会議)



プログラム：

開会挨拶 OECC 理事長 竹本 和彦

講演1 「海洋プラスチック廃棄物問題に係る国際的枠組に向けた政府間交渉の行方」
環境省 水・大気環境局 水環境課長 大井 通博 氏

講演2 「プラスチック資源循環、循環経済への移行に向けた取組の展望」
環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室長 水谷 努 氏

パネル・ディスカッション (進行 OECC 大村 卓)
(公財)地球環境戦略研究機関 栗生木 千佳 氏
(一社)日本化学工業協会 樋口 俊彦 氏
ジェトロ・アジア経済研究所 小島 道一 氏
環境省 大井 通博 氏

閉会挨拶 SUSPCA 国際部会 部会長 中石 一弘 氏

令和4年度第2回理事会

令和5年度の事業計画案や予算案について審議、承認した。

日 時：令和5年3月30日(木) 10:30～12:00

場 所：オンライン

令和5年度第1回理事会

令和4年度の事業報告案や収支決算案等について審議、承認した。

日 時：令和5年5月31日(水) 14:00～16:00

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター及びオンライン (Zoom 会議)

タイ温室効果ガス管理機構 (TGO) 理事及び幹部職員による OECC 訪問

ウィジャン理事長(元タイ天然資源環境省 事務次官)やキアッチャイ事務局長等16名がOECCを訪問し、気候変動対策分野における今後の協力について意見交換を行った。

日 時：令和5年5月9日(火) 11:45～13:00

場 所：OECC 会議室



▶ 部会活動

[技術・研修部会]

① 令和4年度第2回技術・研修部会(令和5年2月24日)

「令和4年度の技術・研修部会活動報告」

② 令和5年度第1回技術・研修部会(令和5年4月6日)

「令和5年度技術・研修部会活動予定」、「若手リーダー研修企画」、「海外ミッション企画」

[広報部会]

・セミナー等のオンデマンド動画配信

令和5年2月28日～3月29日

OECC/SUSPCA 合同セミナー「海洋プラスチックごみ問題への国内外の対応」(令和5年2月13日開催)

▶ 今後の予定

・令和5年度定時社員総会、第2回理事会、第5回橋本記念シンポジウム

日 時：令和5年6月21日(水) 午後

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター及びオンライン (Zoom 会議)

・技術・研修部会「若手リーダー研修」

日 時：令和5年7月12日(水) 午後

場 所：OECC 会議室及びオンライン (Zoom 会議)

テーマ：「気候変動にレジリエントな開発(CRD)」への取組

■このたび2023年6月19日(月)より事務所を
下記に移転いたしましたのでお知らせいたします。

新事務所地区：



Access:

- 都営三田線「内幸町」駅 A5出口 徒歩 1分
- JR線・東京メトロ銀座線「新橋」駅 徒歩 7分
- 東京メトロ日比谷線・丸ノ内線・千代田線
「霞ヶ関」駅 C4出口 徒歩 8分

一般社団法人 海外環境協力センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1
幸ビルディング3階

Tel. 03-6811-2500

Fax. 03-6811-2502

Web: <https://www.oecc.or.jp/>

●当冊子の印刷には、古紙を配合した再生紙及び
植物性大豆インキを使用しています。

